

(介護予防) 短期入所生活介護運営規程

地域密着型介護老人福祉施設
いちごの家・楽園おのころ

(運営規定設置の趣旨)

第1条 社会福祉法人いちえ福祉会が開設する地域密着型介護老人福祉施設 いちごの家・楽園おのころ（以下「当施設」という。）が実施する（介護予防）短期入所生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 （介護予防）短期入所生活介護は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第3条

- (1) 当施設では、（介護予防）短期入所生活介護計画に基づいて、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものになるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営むことを支援することにより、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害や感染症拡大の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (3) 当施設では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (4) 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (5) サービス提供にあたっては、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項を丁寧に指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|---|
| (1) | 施設名 | 地域密着型介護老人福祉施設 いちごの家・楽園おのころ |
| (2) | 開設年月日 | 平成27年11月1日 |
| (3) | 所在地 | 兵庫県南あわじ市榎列下幡多字下幡多804番地1 |
| (4) | 電話番号 | 0799-43-2121 F A X 番号 0799-43-2122 |
| (5) | 介護保険指定番号 | 2871701138 |

(従業者の種類、員数)

第5条 当施設の従事者の職種・員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|-----|----------|------|
| (1) | 施設長(管理者) | 1人 |
| (2) | 医師(委託) | 1人 |
| (3) | 看護職員 | 1人 |
| (4) | 介護職員 | 4人以上 |
| (5) | 生活相談員 | 1人 |
| (6) | 介護支援専門員 | 1人 |
| (7) | 管理栄養士 | 1人 |
| (8) | 機能訓練指導員 | 1人 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、プログラムを作成するとともに機能訓練を実施する。
- (7) 栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(入居定員)

第7条 短期入所生活介護の利用定員数は10名とする。

(介護予防) 短期入所生活介護の内容

第8条

(介護予防) 短期入所生活介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所生活介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、利用者が選定する特別な食事の費用、日常活動費、理美容代、室料、行事費、健康管理費、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

南あわじ市・洲本市・淡路市

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 面会は午前8時～午後7時の間をお願いいたします。来訪時には、面会簿への記入をお願いいたします。
正面玄関の自動ドア可動時間は、平日：午前8時～午後7時・日曜・祝日：午前9時～午後6時になっております。それ以外は、夜間通用口とインターホンをご使用下さい。
- (2) 消灯時間は、午後9時です。
- (3) 外出・外泊は、所定の手続きをとって外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設に届け出なければならない。
- (4) 喫煙については、敷地内全面禁煙です。
- (5) 火気の取り扱いについては、消防法令により禁止させていただきます。
- (6) 設備・備品の利用は、一部危険を伴うものもございますので、必ず事前に職員にご連絡下さい。
- (7) 所持品・備品等の持ち込みは、事前に職員までご相談下さいますようお願いいたします。また、電化製品につきましては、電気代をいただくものもございますのでご周知のほどお願いします。
- (8) 金銭・貴重品の管理は、事務所でっております。詳しくはお尋ね下さい。
- (9) 外泊時等の施設外での受診は、緊急の場合を除いて事前にご連絡ください。当施設からの紹介状が必要です。

(10) 宗教活動は、あくまで個人的で、周囲の迷惑にならない行為に限らせていただきます。

勧誘や同調を求める行為、他のご利用者の方が不快になられるような行為は禁止させていただきます。

(11) ペットの持ち込みは、管理衛生上禁止させていただきます。

(12) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。

(13) その他、利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。

(6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う。）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第13条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める「社会福祉法人 いちえ福祉会」地域密着型介護老人福祉施設 いちごの家・楽園おのころの就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第17条

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- (2) 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- (3) 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- (4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第18条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(個人情報保護)

第19条 職員は利用者又は家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や第三者への情報提供には、利用者もしくは家族の個人情報を用いないこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条

- (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。
- (2) 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- (3) 介護保健施設サービスに関連する厚生省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、「社会福祉法人 いちえ福祉会」地域密着型介護老人福祉施設 いちごの家・楽園おのころの役員会において定めるものとする。

(感染対策の強化)

第21条 新型コロナウイルス感染対策を含む、他感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みを強化するため、委員会の開催、指針の整備、研修実施、訓練（シュミレーション）を実施する等の措置を講ずるものとする。

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第22条 感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できるよう業務継続計画（BCR）の策定、研修実施、訓練（シュミレーション）の実施等の措置を講ずるものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第23条 適切なサービス提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動とあって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第24条 利用者の人権の擁護、虐待の発生または防止のため、委員会の開催、指針の整備、定期的な研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
なお上記措置を適切に実施するための責任者は施設長とする。

付 則

この運営規定は、平成27年11月1日より施行する。

この運営規定は、令和3年4月1日より施行する。

この運営規定は、令和3年8月1日より施行する。

この運営規定は、令和5年7月1日より施行する。

この運営規定は、令和6年4月1日より施行する。